

グループホーム なしの郷

認知症対応型共同生活介護事業所

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人 徳洲会が設置運営する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 船橋市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年条例第32号)、船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備運営並びに指定介護予防サービス等に係わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和6年条例第32号)に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームなしの郷
- 2 所在地 千葉県船橋市大穴北 7-22-2

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 2名(常勤兼務)
管理者は、各ユニット業務の管理及び職員等の管理を行う。
- 2 計画作成担当者 2名(常勤兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院、居宅介護支援事業所等との連絡・調整を行う。

3 介護職員 15 名以上

(利用定員)

第6条 **利用定員は、18 名(2 ユニット)**とする。

(介護の内容)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の支援
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助

(サービスの内容の説明及び同意)

第8条 **事業所はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他の入居申し込み者の同意を得るものとする。**

(介護計画の作成)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(入居一時金(敷金))

第10条 利用者及びその家族は、退居時に入居時の状態に回復するために必要な費用(ハウスリーニング費・修繕費等)を入居一時金(敷金)として入居時に支払う。

- 2 入居一時金(敷金)は、退居後に実費を差し引いて精算する。

(利用料等)

第11条 本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ・家賃 60,000 円／月 **(生活保護 43,000 円/月)**
- ・食費 45,000 円／月 (1日あたり 1,500 円)

(内訳:朝食 400 円、昼食 550 円、夕食 550 円、)

- ・水道光熱費 21,000 円／月
- ・管理・共益費 4,500 円／月
- ・その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 理容料2, 100円 おやつ代 500 円/月(8 月より施行)等

- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則現金によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第12条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態がありかつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療する必要があること。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
 - 3 退去に際しては、利用者は及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように努める。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
従業者であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(個人情報の取り扱い)

- 1 利用者が急病や病状の悪化、事故等により入院治療が必要になった場合の入院先医療機関への利用者及びその家族等に関する個人情報の提供
- 2 他のサービス利用や退去時等にかかる他施設、他事業所、医療機関等への利用者及びその家族等に関する個人情報の提供
- 3 サービス担当者会議や外部評価等、利用者の質を担保し、向上を図る上で、必要な利用者及びその家族等に関する個人情報の提供

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、
担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、
記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた時場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会(Zoom等を活用して行うことが出来るものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に(年2回以上)に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかに行うものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業所は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかに行うものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第17条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、協力医療機関の研修に参加するなど感染症等に関する知識の習得に努める。

(業務継続計画)

第18条 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定する。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時における対応策)

第19条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修を隣接の千葉徳洲苑で合同に受講する。
- 2 千葉徳洲苑が開催する虐待防止委員会に参加し、苦情処理体制の整備・その他虐待防止のために必要な措置を定期的に修正する。
- 3 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに船橋市に通報する

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するために

やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体拘束等を行った理由等を記録する。
- 3 千葉徳洲苑が開催する「身体拘束適正化委員会」に参加し、その結果を事業所職員に周知徹底する。
- 4 身体拘束等の適正化のための研修を千葉徳洲苑と合同に参加する。

(ハラスメントの防止)

第23条 事業所は、利用者またはご家族からのハラスメントの訴えに対して、迅速かつ適切に対応する。

- 1 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動や優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講ずる。
- 2 千葉徳洲苑が開催する「労働安全衛生委員会」の中でハラスメントについても参加
千葉徳洲苑と合同にハラスメント研修を受講することで、ハラスメントの防止と対策についての知識を高める。

(その他運営についての重要事項)

第24条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後随時
- ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他の必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(地域との連携など)

第25条 事業者はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を

行う等地域との交流に努める。

2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有するもの等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第26条 事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護

(2) 提供したサービスの具体的な内容等の記録(サービス提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項)

(3) 第14条に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第15条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(5) 第21条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第22条に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(7) 第25条に規定する報告、評価、要望、助言などの記録

(説明の同意の確認)

第27条 事業所は第8条の規定に基づいて、入居申し込み者又はその家族に対して文書を用いて行った説明に対し同意を得た時は、その旨を記す当該文書を2部作成し事業所及び入居申し込み者又はその家族がそれぞれ一部ずつを保有する。当該文書の記載内容及び説明内容に変更が生じた場合も同様とする。

付 則 この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。